

【荒井恵美 チャリティ・コンサート実行委員会】規約

【名称】

第1条 この委員会は「荒井恵美 チャリティ・コンサート実行委員会」（以下「委案会」と略称）とする。

【目的】

第2条 委員会はチャリティ・コンサートの円滑な運営を目的とする。

【所掌事項】

第3条 委員会は次に挙げる事項について審議する。

- (1) コンサートの企画運営に関する基本事項
- (2) その他、コンサートの円滑な運営の為に委員長が必要と認める事項

【構成】

第4条 1 委員会は次の役員をもって構成する。

- 委員長 1名
- 委員 若干名
- 監事 1名

2 委員会は委員長が必要に応じて召集するものとする。

【委員の任期】

第5条 委員会の任期は平成18年4月1日から平成19年5月31日までとする。

【その他】

第6条 この規約に定めるものの他、委員会の運営に必要な事項は委員会で協議の上、定める事とする。

【附則】

この規約は平成18年4月1日から施行する。

「荒井恵美 チャリティ・コンサート実行委員会」委員

委員長 深田 甫（慶應義塾大学名誉教授）

委員 紺野 敏文

委員 細川 幸正

委員 宮沢 典子

委員 和田 健美

監事 湯川 久義

事務局代表 深田 独